

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が取締役会から大幅な権限委譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。業務執行をより適切にすすめるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。

なお、当社では、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【原則1-4：政策保有株式】

(保有方針)

原則として政策保有株式は保有しませんが、当社の中長期的な持続的成長、企業価値の向上を目的とした銘柄に限定し保有します。

なお、上記方針のもと、保有株式26銘柄の内、2016年3月に14銘柄、2016年10月に1銘柄、2017年6月に1銘柄の全株式を売却し、2019年3月に1銘柄取得しており、2020年3月末時点で11銘柄の保有となっております。直近会計年度末における総資産に占める政策保有株式の割合は1%未満でありバランスシート上、僅少であると考えております。また、保有している個別の銘柄に対し、毎年取締役会にておいて投資性評価判定基準(個別銘柄のROE、配当性向、減損リスク等)と事業性評価判定基準(当社との直接的な事業収支、第三者機関による信用調査情報、コンプライアンス等)の観点から保有継続の適否を検証しており、今後は資本コストとの対比をより明確にして判断してまいります。

(議決権行使)

当社の中長期的な持続的成長、企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7：関連当事者間の取引】

取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引については、取締役会での決議事項であり、当該方針及び手続等については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第4条第9項に定めております。取引条件等については有価証券報告書等で開示しているとともに、取引の状況については、取締役会や監査委員会等を通じて、監視・監督しております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

有価証券報告書 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

【原則2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金制度を保持しており、積立金の運用が社員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、下記対応を実施しております。

(1) 財務部門と人事部門の担当役員などで構成される年金委員会を設置し、以下項目等を実施

運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定

資産運用状況の定期的なモニタリング

(2) 運用については、運用機関に一任することで、企業年金の受益者と当社との間の利益相反の発生を回避

(3) 運用機関に対し、運用実績等の定量面のみならず、投資方針や運用プロセス、スチュワードシップコード受入状況等の定性評価も加え総合評価

(4) 財務・人事部門に年金の制度・運用にかかわる人財を計画的に配置・育成

【原則3-1：情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社Webサイト、決算説明資料等にて開示しております。

経営理念 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/policy/>

決算説明資料 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/presentations/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針

上記「1. 基本的な考え方」や株主総会招集通知、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、当社Webサイトにて開示しております。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

(3) 取締役・経営陣幹部(執行役)の報酬決定方針と手続

報酬委員会にて方針と手続を策定し、株主総会招集通知及び後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しております。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

(4) 経営陣幹部(執行役)の選解任と取締役候補者の指名・解任方針と手続き及び個々の選任・指名・解任についての説明

取締役候補者は指名委員会に選出し株主総会で選定、経営陣幹部(執行役)候補者は指名委員会が候補者リストを作成し、取締役会に付議、決定しております。なお、最高経営責任者の選解任の方針、及び、取締役候補者の決定にあたって考慮すべき取締役会の構成や社外取締役の独立性については、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

個々の選任・指名については、選任・指名の理由や経歴等を、株主総会招集通知や有価証券報告書に記載しております。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

取締役会は、執行役の解任にあたり、過半数を社外取締役が占める指名委員会などの議論を踏まえ、業績や執務状況等の総合的な評価を行い、公正かつ透明性の高い手続きを実行しております。

【原則4-1-1：取締役会が経営陣幹部(執行役)へ委任する範囲の概要】

定款、取締役会規則等で規定している法定の取締役会専決事項や会社の基本方針、重要な経営判断に関する事項以外は、経営陣幹部(執行役)に権限委譲しております。

【原則4-9：独立社外取締役の独立性と資質】【原則4-11-1：取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて取締役会の規模と構成について定めるとともに、社外取締役の独立性基準を制定し、後記「その他独立役員に関する事項」や当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、株主総会招集通知等にてその基準を開示しております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

【原則4-11-2：取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任状況と考え方】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて、毎年開示を行っております。また、他社の役員を兼任されている社外取締役に關しては、取締役本人との相談の上、会議への出席率75%以上が保たれるよう、兼任する会社の数を合理的な範囲に留めており、その旨当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで規定しております。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

コーポレートガバナンス・ガイドライン <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【原則4-11-3：取締役会全体の実効性の分析・評価・結果】

2019年度(2019年6月～2020年5月)の取締役会の実効性の評価は、評価開始から5年が経過したことから、評価の中立性と客観性を確保するために、自己評価に加えて第三者評価機関であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社による取締役会評価を行いました。評価に当たっては、第三者評価機関が取締役会及び指名・監査・報酬委員会(以下、「各委員会」といいます。)の資料と議事録の閲覧、取締役会の傍聴の他、取締役会議長・各委員長・代表執行役社長との事前ディスカッションを行って作成した質問票に取締役全員と取締役会に陪席している執行役3名が回答しました。第三者評価機関は、質問票の回答を受領した後に回答者全員とインタビューを行い、取締役会の現状評価及び課題を取り纏め、2020年3月の取締役会で実効性向上に関する提案も含めて報告を行いました。取締役会は第三者評価の結果を踏まえ、課題への対応と今後の取締役会の運営等について議論を行いました。

■ 第三者評価機関の評価結果の概要

取締役会と各委員会は、実効性の向上に向けて継続的な活動に取り組んでおり、有効に機能していることを確認できましたが、経営環境の大きな変化に対してより実効性の高い取締役会をめざす過渡期にあると評価されています。また監査委員会は、経営の視点からの監査も徹底して行っていると評価されています。

今後の取締役会と各委員会の実効性をさらに高めるために、以下の点について検討することを提言されました。

1. 取締役会の議論について、社外取締役からは、それぞれの知見・経験にもとづき、様々な視点から発言がなされ、議論に貢献していることが確認されました。今後は、経営における重要事項に関して本質的な議論を行うために、少人数のオフサイトミーティングで議論を先行させる等について検討することを提言されました。
2. 取締役会の構成については、現状適切であります。今後は、経営の本質的な議論をさらに活性化させるために、「グローバルな経験」、「事業ポートフォリオの変革経験」、「新規事業の育成経験」等を有する経営経験者を社外取締役として迎えることについて検討することを提言されました。
3. 各委員会の活動は適切に行われていることが確認されました。指名委員会においては、CEOのサクセッションプラン及び社外取締役の構成についてさらに深い議論を行い、その内容を取締役会と共有することについて検討することを提言されました。又、監査委員会においては、現在の実効的な監督機能の維持のために、長期的なサクセッションプランを作ることについて検討することを提言されました。

■ 取締役会等の活動内容と評価

2019年度の実効性評価等の活動内容と評価は以下の通りです。

1. 「取締役会の活動内容と評価」について

取締役会の構成は、独立社外取締役が8名中4名(内、2名が女性)であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、経営学者、弁護士など高い専門性と見識を有する多様な構成となっており、取締役会議長は社外取締役を務めています。議題内容の配分は、経営戦略が全体の39%、企業統治が同23%、事業運営が同38%と、年間を通じた計画により適切に選定しています。2019年度に取締役会は14回開催し、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容になっています。

2019年度は、特に中期経営計画「LOGISTEED2021」の進捗状況やリスクマネジメントに関し議題を設定して議論を深めました。

「LOGISTEED2021」の進捗状況では、サプライチェーン全体を視野に入れた計画と各ソリューションについて具体的に整理されていることを確認し、今後は各ソリューションの関連性と外部データも活用したビジネスモデルを検討するよう執行側へ要望しました。リスクマネジメントでは、取締役会として以前から要望していたERM(Enterprise Risk Management)の全貌が整理されましたが、リスクオーナーの決定とリスクの定量化、テールリスクへの細かな対応について執行側へ要望しました。また、2018年度から実施している独立社外取締役によるブレインストーミングに加え、執行役や外部有識者と重要な経営課題についてディスカッションを行うスモールミーティングを開催し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、会社としての方向性を明確に示すための議論を行いました。

今後の経営環境の大きな変化に対応するためには、社外取締役の構成変化の必要性が強く認識され、取締役会の議論は事業ポートフォリオの再構築、経営資源の配分等の経営の本質に関わる事項に集中していくことが重要であると考えています。具体的には、「物流領域におけるイノベーション・デジタルトランスフォーメーションの動向」「中長期的な事業ポートフォリオのあり方と今後の変化」「SDGsへの取り組みとESG経営」等の深い議論の必要性を改めて認識し今後はこれらのテーマについて議論を重ね、取締役会として明確な方向性を示していくことを確認しました。

2. 「各委員会の活動内容と評価」について

2019年度に指名委員会は7回、監査委員会は16回、報酬委員会は8回開催し、各委員会の議長を社外取締役が務めています。各委員会の活動内容と評価については以下の通りです。

(1) 指名委員会

指名委員会では、次世代経営人候補者や執行役候補者に関する議論の他、指名委員会で策定した「執行役社長再任プロセス」に基づき執行役社長の再任に関する議論を行ない、現社長の2020年度の再任について異議がないことを確認しました。

今後は、「取締役会の構成」「CEO、取締役等のサクセッションプラン」等について指名委員会でさらなる深い議論を重ね、議論した内容について取締役会と情報共有を図り、指名委員会のさらなる充実に取り組んでまいります。

(2) 監査委員会

監査委員会では、監査方針に基づき、取締役及び執行役の職務執行の適法性、妥当性、効率性の監査を行いました。2019年度は本社コーポレート4部門及び潜在的ガバナンスリスクの高い海外グループ会社8社への往査を実施し、経営課題を抽出して提言を行い、改善施策を策定させました。81社に上る国内外グループ会社ガバナンスの要となる各社の取締役会が有効に機能していることの検証は、監査委員会監査で自ら確認すると共に、各社監査役からの監査活動の定例報告及び内部監査室の監査報告を活用し、個々に必要な是正措置の要望を執行側へ継続的に行っていきます。2019年度からは監査委員会の提言に沿ってグループ会社の専任監査役が増強され、監査委員会と連携したグループガバナンスが一段と強化されました。監査委員会から執行側への提言に対しては引き続き迅速に対応が図られているため、監査の実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は、三者の定例会議を中心に情報共有によるリスク特定と監査品質の向上に有効に機能し、三者の役割分担に応じた監査の実効性と効率性は維持されています。

コーポレートガバナンス・コードで求められている企業価値の持続的向上に関しては、監査委員会が求めているWACCを基準にROICをKPIとして活用する事業評価の仕組みが定着し資本効率を重視した経営が深化しつつあります。

今後は、以下の2点に注力して監査していくことと致します。第1に「損失の管理」の観点からERMが有効に機能していることの検証を深化させること、第2にSDGsに沿ったESG経営の観点から、G(Governance)については監査委員会としてこれまで相当程度の取組みを行ってきたため、E(Environment)及びS(Social)についての経営的検証を深めていくことに注力してまいります。

(3) 報酬委員会

報酬委員会では、月棒及び業績連動報酬で構成している執行役の現在の報酬制度について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう攻めの報酬改革を推進すべく、執行役の報酬水準の見直しに加え、基本報酬、業績連動報酬及び長期インセンティブで構成する報酬ミックスの導入について議論を重ねました。報酬改革の検討では、外部の報酬コンサルタントであるウイリス・タワーズワトソン(タワーズワトソン株式会社)を起用して様々な業種や規模のベンチマークを選定して多面的な評価を行い、固定報酬と変動報酬及び現金報酬と株式報酬との適切な割合、中長期的な業績に連動する報酬体系の制度設計、業績連動評価に用いる指標の選定等について議論を行い、各役員の中長期的なミッション遂行に対するモチベーションの喚起と成果に応じた報酬額の設定について検討を進めました。

今後は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスに則り、より高い客観性と透明性を確保してまいります。

【原則4-14-2：取締役に対するトレーニングの方針】

取締役がその役割・責務を十分果たすことができるよう、就任の際、及び就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織・課題等に関する必要な知識について、各取締役に適したトレーニングの機会を取締役室と連携をして、計画・提供をしており、その旨当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで規定しております。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【原則5-1：株主との建設的対話の方針】

(1) 対話に対する姿勢

株主を含む投資家との対話(面談)はIR担当の経営戦略本部広報部が担い、取締役及び経営陣幹部(執行役)の同席を希望する場合は、関心内容や日程等を踏まえ、必要に応じ取締役及び経営陣幹部(執行役)が面談に臨んでおります。

(2) 建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

体制としてはIR部門に加え、コーポレート部門・各事業部門と連携し、株主・投資家との建設的対話に努めております。具体的には、経営戦略本部長が統括し、IR担当部門、経理・財務部門、総務・法務部門、各事業部門等と連携をとった対応をしております。また、各種社内会議へのIR担当の参加を通じ、社内情報を共有するなど、株主との建設的な対話促進に活かしております。

(3) 対話の手段

個別面談以外では、通期・第2四半期に決算説明会を開催し、第1四半期・第3四半期に電話会議・スモールミーティングを開催しております。これらの説明会における説明内容・質疑応答は、当社Webサイトに掲載しております。また、個人投資家向けイベントや事業所見学会等も実施しております。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/presentations/>

(4) IR活動状況の取締役及び経営陣幹部(執行役)へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、取締役及び経営陣幹部(執行役)に対し適時、適切に報告しております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方針

当社は、情報の管理・開示に関する社内規則等を制定し、証券取引に関する法令に定める内部者取引(インサイダー取引)の防止に努めています。

なお、当社WebサイトのIRポリシーにも株主との建設的対話の方針について記載しておりますので、ご参考ください。

<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	33,471,578	30.01
SGホールディングス株式会社	32,349,700	29.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,582,800	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,043,800	2.73
全国共済農業協同組合連合会	2,733,900	2.45
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510312	2,364,910	2.12

ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510311	2,015,190	1.81
MSIP CLIENT SECULITIES	1,536,186	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,384,600	1.24
日立物流社員持株会	1,310,510	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社日立製作所は、当社株式の30%(議決権比率)を所有し、主要株主に該当します。
株式会社日立製作所及びそのグループ企業とは兼務関係がない取締役(社外取締役7名、社内取締役2名)合計9名で構成されており、さらに、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ている社外取締役6名が就任していることから、当社独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	9名

【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数 更新	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青木 美保	学者											
泉本 小夜子	公認会計士											
浦野 光人	他の会社の出身者											
西島 剛志	他の会社の出身者											
總山 哲	弁護士											
丸田 宏	他の会社の出身者											
渡邊 肇	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」、
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

青木 美保			○	○	2020年4月 昭和女子大学生活科学部食 安全マネジメント学科准教授(現在) 2020年6月 当社社外取締役(現在)	デロイト・トーマツ コンサルティング株式会社(現 アビームコンサルティング株式会社)の執行役 員等を歴任し、会社経営の経験が豊富であり ます。また、現在は大学の准教授として活躍さ れており、その知識と経験を活かし当社の持続 的な企業価値の向上に資するための経営の監 督に相応しい者であると判断しております。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に 照らし、当社社外取締役として独立した立場に あり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定 致します。
泉本 小夜 子		○	○	○	2015年1月 総務省情報通信審議会委員 (現在) 2016年7月 泉本公認会計士事務所開設 (現在) 2017年4月 総務省情報公開・個人情報 保護審査会委員(現在) 2017年5月 フロイント産業株式会社社外 監査役(現在) 2017年6月 第一三共株式会社社外監査 役(現在)、当社社外取締役(現在)	監査法人で長年企業会計に携わっており、ま た、数多くの公職を歴任しております。業務執 行の監査・監督を中心にその知識と経験を活 かし当社の持続的な企業価値の向上に資する ための経営の監督に相応しい者と判断しており ます。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に 照らし、当社社外取締役として独立した立場に あり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定 致します。
浦野 光人	○			○	2013年6月 株式会社りそなホールディ ングス社外取締役(現在)、HOYA株式会 社社外取締役(現在) 2014年6月 当社社外取締役(現在)	製造業及び物流業の経営者として経営の効率 化に取り組んでこられ、また、数多くの企業の 社外役員を歴任するなど、経営感覚に優れ、 経営の諸問題に精通しております。当社の持 続的な企業価値の向上に資するための経営の 監督に相応しい者であると判断しております。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に 照らし、当社社外取締役として独立した立場に あり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定 致します。
西島 剛志	○	○		○	2019年4月 横河電機株式会社代表取締 役会長(現在) 2020年6月 当社社外取締役(現在)	横河電機株式会社の社長等を歴任し、現在は 同社の会長として活躍されており、経営感覚に 優れ、経営の諸問題に精通しております。当社 の持続的な企業価値の向上に資するための経 営の監督に相応しい者であると判断しておりま す。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に 照らし、当社社外取締役として独立した立場に あり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定 致します。
總山 哲	○			○	2014年4月 公益財団法人日本サッカー 協会不服申立委員会委員長(現在) 2014年12月 總山法律事務所開設(現在) 2016年6月 当社社外取締役(現在)	検事としての経験を有し、弁護士として活躍 されており、法律・コンプライアンスに関する専門 的な見識と豊かな経験を有しております。その 知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値 の向上に資するための経営の監督に相応しい 者であると判断しております。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に 照らし、当社社外取締役として独立した立場に あり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定 致します。
丸田 宏			○		———	財務・会計に関する深い知見を有しており、海 外での勤務経験も豊富であります。その知識と 経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上 に資するための経営の監督に相応しい者であ ると判断しております。

渡邊 肇			○	○	2007年4月末吉総合法律事務所(現潮見坂総合法律事務所)開設(現在) 2013年6月 明治ホールディングス株式会社社外監査役(現在) 2020年6月 当社社外取締役(現在)	弁護士として活躍されており、国際取引法に関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を活かし当社の持続的な企業価値の向上に資するための経営の監督に相応しい者と判断しております。 【独立役員として指定した理由】 当社の定める「社外取締役の独立性基準」に照らし、当社社外取締役として独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定致します。
------	--	--	---	---	---	--

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	1	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	18名
--------	-----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
中谷 康夫	あり	あり	○	○	なし
神宮司 孝	あり	あり	×	×	なし
津田 義孝	なし	なし	×	×	なし
飯田 邦夫	なし	なし	×	×	なし
佐藤 清輝	なし	なし	×	×	なし
畠山 和久	なし	なし	×	×	なし
林 伸和	なし	なし	×	×	なし
安部 賢司	なし	なし	×	×	なし
坂口 和久	なし	なし	×	×	なし
長尾 清志	なし	なし	×	×	なし
萩原 靖	なし	なし	×	×	なし
黒梅 裕一	なし	なし	×	×	なし
高木 宏明	なし	なし	×	×	なし
西川 和宏	なし	なし	×	×	なし
平野 利一郎	なし	なし	×	×	なし
本田 仁志	なし	なし	×	×	なし
三村 哲史	なし	なし	×	×	なし
米倉 俊輔	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を置いております。取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は取締役室の人事異動につき事前に報告を受け、必要な場合は人事管理執行役に対して変更を申し入れることができます。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会と会計監査人は、当該事業年度に関する監査計画を策定し、会計監査人はその計画に基づき監査を行います。会計監査人は監査結果を監査委員会に報告し、監査委員会は、会計監査人による監査の方法やその結果の妥当性について判断します。

(2019年6月～2020年6月までの監査委員会と会計監査人の会合頻度及び内容)

監査計画の聴取1回(2019年6月)、四半期レビュー結果の聴取3回(2019年7月、2019年10月、2020年1月)、期末監査結果の聴取1回(2020年5月)、内部統制監査結果の聴取1回(2020年6月)

(当社の会計監査人)

EY新日本有限責任監査法人(公認会計士 會田将之 及び 武藤智帆)

2. 監査委員会と内部監査部門の連携状況

当社は、業務処理と管理運営の適法性及び内部統制の有効性と妥当性を確認するために、監査室(室長以下、専任担当者27名)を設けて内部監査と内部統制の確認を定期的に行っております。監査室の内部監査は、財務戦略本部、人事総務本部、安全品質管理本部、情報セキュリティ本部、AEO・輸出管理本部等と連携した組織横断的な監査を実施し実効性を高めております。内部監査の実施計画は、監査サイクルやSOC(D Summary of Control Deficiencies)等の発生状況を踏まえた事業リスク及び前回監査の結果等を考慮して監査対象部署の選定を行い監査委員会へ提案し、監査委員会は審議の上、承認決議を行っております。

内部監査及び監査委員会監査の結果について、経営戦略本部、海外事業統括本部、財務戦略本部、人事総務本部、安全品質管理本部、営業統括本部の責任者が出席する月次定例会議で情報共有を行い、必要に応じて監査委員会から執行に対する助言等を行っております。また、特段の事項が生じた場合には、監査委員会から取締役会へ報告し、社外取締役は、これらの報告を通じて内部監査における課題を認識し、必要に応じて執行に対する助言等を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

(社外取締役の独立性基準)

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断します。

1. 当社の前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人及びそれに準じる者(以下総称して「会社関係者」という)又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
2. 1の企業、団体の子会社の会社関係者
3. 当社が前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の会社関係者
4. 当社の前連結会計年度売上収益の2%以上を占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
5. 取引先の前事業年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結子会社が占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
6. 当社の連結総資産の2%以上の金額の借入金金融機関の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
7. 当社から役員報酬以外に、過去5年間に於いて、年間1,000万円以上(複数の事業年度に係る場合は対象事業年度平均)の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家あるいは法律専門家である者
8. 当社から前事業年度に年間1,000万円以上の寄付金、協力金等を受領した者あるいは受領した団体に所属する者
9. 当社又は連結子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは連結子会社の会社関係者
10. 上記1から9のいずれかに掲げる者(役員等の重要な役職者でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族
11. 当社または連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又は支配人その使用人、(以下「業務執行者」という)、または過去10年内に業務執行者であった者、及び当社又は連結子会社の会社関係者の配偶者又は二親等内の親族

(株主の議決権行使に影響を与えるおそれがないと判断する軽微基準)

独立役員の属性情報に関し、独立役員にかかる取引または寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略しております。

取引: 直近事業年度における取引金額が、当社又は当該取引先のいずれかの連結売上高の1%未満

コンサルタント、会計専門家あるいは法律専門家等については、取引金額が年間500万円未満

寄付: 直近事業年度における寄付の金額が年間500万円未満

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2020年度より、執行役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しております。詳細については、下記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

■ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針と決定プロセス

当社グループでは、役員の報酬等をコーポレートガバナンスを支える重要な柱の一つと位置づけ、当社の役員が経営理念を土台として、ブランドスローガン「未知に挑む。」とビジネスコンセプト「LOGISTEED」に邁進できるよう、以下の報酬ガバナンスを整備したうえで、役員報酬制度の基本方針に沿って報酬プログラムを運用し、役員の報酬等を審議・決定しております。

1. 報酬委員会に関する運営方針等

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定を遵守し、報酬委員会の役割、規模・構成及び運営について、株式会社日立物流コーポレート・ガバナンスガイドライン等に定めております。

なお、当社の報酬委員会は、当社の取締役及び執行役の個別の報酬等の内容の決定にあたり、当社の役員報酬制度の基本方針や報酬体系、業績連動報酬の仕組み、個人別支給額等について、外部の報酬コンサルタントからの情報収集並びに助言等も活用しつつ、役員報酬に関する近時の整備の状況、議論の動向、他社の制度等の客観的かつ必要十分な情報に基づき、適切に審議を行っております。報酬委員会に対する外部の報酬コンサルタントの関与・参画状況は、報酬委員会の審議の実効性を高めるアジェンダ設定等のアドバイスに留めており、報酬委員会の合意形成ならびに決定内容に関する妥当性の提言等は受けていません。なお、外部の報酬コンサルタントとして、ウイリス・タワーズワトソン(タワーズワトソン株式会社)を起用しております。

2. 最近事業年度にかかる報酬額の決定過程における報酬委員会の活動状況

取締役の当事業年度に係る報酬等の額については、2018年12月26日に報酬委員会で定めた決定方針に基づき、2019年6月18日に取締役の個人別の報酬等の内容、2020年5月22日に取締役の個人別の期末手当を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しております。執行役の当事業年度に係る報酬等の額については、2018年12月26日に報酬委員会で定めた決定方針に基づき、2019年3月29日に執行役の個人別の報酬等の内容、2020年5月22日に執行役の個人別の業績連動報酬を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しております。

また、2019年10月から2020年4月までの各回では、主に執行役の報酬制度の見直しに関する慎重な審議を行ってまいりました。当社では、執行役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、執行役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2020年度より当社執行役に対する業績連動型株式報酬制度を導入することを報酬委員会において決定しました。

3. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

当社は、役員報酬制度の基本方針に則り、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合を決定しております。当社の業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に際しては、外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づき、当社の事業規模に類似する企業を同業企業として報酬ベンチマークを毎年行い、報酬水準の妥当性を検証の上、当社役員に求められる能力及び責任等に見合った役職毎の報酬等の水準を設定しております。

< 取締役報酬等 >

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬のみで構成されています。基本報酬は常勤・非常勤の別、役職を反映し、報酬委員会での審議により決定しています。また、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給していません。

< 執行役報酬等 >

執行役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されており、役位に応じた基準額に査定を反映して決定する。なお、業績連動報酬は、単年度の連結業績・部門ミッション・個人ミッションの目標達成度合いに連動する年次賞与、3事業年度における当社の業績目標の達成度に連動する株式報酬から構成されている。役員報酬の種類別報酬割合については、役位上位者の業績連動報酬の割合を高めることで経営責任の重さを役位ごとの報酬構成割合に反映している。なお、基本報酬を100とした場合の役位毎の各報酬構成要素の割合や、業績連動報酬にかかる指標(KPI)、KPIの選定理由、支給額の決定方法は当社の第61期有価証券報告書内「役員の報酬等」をご覧ください。

有価証券報告書 <https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

【社外取締役のサポート体制】

当社は、監査委員会の指揮下にある取締役室と、執行役の指揮下にある人事総務本部が、社外取締役の職務執行を補助しております。取締役会の開催にあたっては、事前に議題の内容について説明を行い、その他の事項についても、随時、報告・説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

・当社には、取締役会の決議により相談役を置くことができる旨の定款の定めがありますが、現在、該当者はおりません。
・なお、永年の当社に対する功績を称え名誉相談役とすることがありますが、名誉相談役との間には当社経営の意思決定に影響しうる関係は一切ありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行機能について
当社では、指名委員会等設置会社を採用することにより、執行役が、取締役会から業務執行に関する大幅な権限委譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。
業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会(原則、毎月1回開催)を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定め、執行役の責任・権限を明確化しております。(本報告書提出日現在において、取締役会を構成する9名(男性7名・女性2名)の取締役のうち、社外取締役は7名です。また、本報告書提出日現在において、執行役は18名(全て男性)です。)
2. 監査・監督、指名、報酬決定等の機能について
当社では、取締役会内部に、社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、監督機能を強化しております。
- (1) 指名委員会(4名(男性4名・女性0名):社外取締役3名、取締役・執行役社長)
・ 主な役割 ... 取締役候補者の選任等
・ 検討事項 ... 過去の実績や人格などを総合的に勘案し適任者を選任します。
・ 開催回数 ... 年7回(2019年度実績)
・ 各取締役の出席状況(2019年度実績)
浦野 光人 (7回 / 7回 出席)
總山 哲 (7回 / 7回 出席)
馬越 恵美子(7回 / 7回 出席)
中谷 康夫 (7回 / 7回 出席)
・ 事務局 ... 取締役室
- (2) 監査委員会(4名(男性2名・女性2名):社外取締役4名)
・ 主な役割 ... 取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告書の作成等
・ 検討事項 ... 会計監査人・内部監査部門と連携し、取締役・執行役の職務執行を適法性及び妥当性の観点から監査し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めます。
・ 開催回数 ... 年16回(2019年度実績)
・ 各取締役の出席状況(2019年度実績)
泉本 小夜子(16回 / 16回 出席)
總山 哲 (16回 / 16回 出席)
丸田 宏 (16回 / 16回 出席)
・ 事務局 ... 取締役室
- (3) 報酬委員会(3名(男性2名・女性1名):社外取締役2名、取締役・執行役社長)
・ 主な役割 ... 取締役及び執行役の報酬等の決定
・ 検討事項 ... 他社の支給水準を勘案の上、当社取締役及び執行役に求められる能力及び責任や会社の業績などに見合った役職毎の報酬等の水準を設定します。
・ 開催回数 ... 年8回(2019年度実績)
・ 各取締役の出席状況(2019年度実績)
泉本 小夜子(8回 / 8回 出席)
浦野 光人 (8回 / 8回 出席)
中谷 康夫 (8回 / 8回 出席)
・ 事務局 ... 取締役室

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全かつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご覧に総会に出席していただけるよう、集中日を回避した開催日設定を行うことを基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン、携帯電話等を利用した電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を作成、当社Webサイトに掲載しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/
その他	招集通知の記載において、図表やUDフォントを使用するなど、見やすい表記に努めております。 また、当社Webサイトに招集通知等を開示しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトの株主投資家向け情報に掲載しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象としたIRセミナーへの参加やWebサイトのページを開設しております。また、個人投資家向けIRセミナーで使用する資料をWebサイト上に掲載しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/individual/	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末の決算発表時に説明会を開催しております。 また、第1四半期、第3四半期の決算発表時には、電話会議、スモールミーティングを開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家を対象として、当社グループの業績及び経営戦略について説明するため、当社執行役等が個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・説明会での配布資料、説明会動画の他、有価証券報告書・事業報告書・アニュアルレポートなどを掲載しております。なお、IRに関する情報は、当社Webサイトの株主投資家向け情報に掲載しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営戦略本部 広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動指針並びに日立物流グループ行動規範等にて、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	物流事業により生じる環境への影響を考慮し、低炭素な事業プロセスの実現に向けて、エネルギー・資源効率の向上に関する取り組み等を進めています。企業として果たすべき責任を認識し、ステークホルダーとの信頼関係を築くべく、「CSR推進基本方針」に基づいたCSR活動をグループ体となって進め、社会および自社の持続可能性を高めていくため、2019年10月にこれまでの「CSR推進本部」を「サステナビリティ推進部」に改称し経営戦略本部内に設置しております。2017年度にマテリアリティを特定しCSR注力分野を策定、2018年度には活動テーマとKPIを設定し、2019年度よりPDCAサイクルによる取り組みを強化しております。このPDCAサイクルを回していく中で、SDGsとの関連性を認識しつつ、ステークホルダーの期待と要請に応える活動を推進し、経営戦略との統合を図っております。 環境保全活動、CSR活動については、当社Webサイトおよび「日立物流アニュアルレポート」(日本語・英語)に掲載しております。 環境・CSR : https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/ アニュアルレポート : https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/annual/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正で透明性の高い情報開示を行い、多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、 ・「日立物流グループ行動規範」にて、全てのステークホルダーや社外に正確に開示が必要な情報を提供する必要がある旨を規定しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/policy/pdf/koudoukikan.pdf ・「CSR推進基本方針」にて、情報開示とステークホルダーとの対話の必要性を規程しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/index.html#基本方針 ・「IRポリシー」にて、株主・投資家への適切な情報開示について規定しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/policy/
その他	・女性役員の登用状況について 当社では、社外取締役2名が女性となっております。 ・ダイバーシティ推進について 当社は、女性をはじめ、障がい者、外国籍者、高齢者等、多様な人財の確保を促進し、多様な人財が能力を発揮できる環境作りに取り組んでおります。なお、ダイバーシティ推進に関する情報は、当社Webサイトに掲載しております。 https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/stakeholder/diversity.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役及び執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制にかかる体制全般を整備しております。また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めております。

コンプライアンスに関する取り組みでは、経営幹部への取り組み内容の報告会、基本方針・規則(日立物流グループ行動規範を含む)の制定、内部通報制度、コンプライアンス監査制度などを整備しております。さらに、コンプライアンス教育を計画的に行うなど、積極的に啓発活動に取り組み、法令及び社内規則の遵守、企業倫理の徹底を図りグループ内従業員の意識向上に努めています。

大規模自然災害に対する取り組みでは、国内全拠点での水・食料品・衛生用品等の備蓄品常備、停電時における電源確保強化推進、災害訓練の実施、防災セミナーの開催等を継続実施しております。災害時にいち早く事業を復旧・継続することによりステークホルダーの期待と信頼に応えてまいります。

情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組みでは、個人情報保護及び情報セキュリティ行動指針のもと、物流業務の受託に際し入手した顧客情報や個人情報など、管理すべき情報資産の取り扱いについて社内規則を定め、内部監査や社内研修等を通じて管理の徹底を図ると同時に、ISO27001(1)及びプライバシーマーク(2)の第三者認証の取得や、GDPR(General Data Protection Regulation) (3)をはじめとするグローバル対応等、情報セキュリティや個人情報保護の基盤の強化に努めております。

(1) ISO27001:情報システムの安全管理体制が一定の基準に達していることを評価、認定する国際標準規格。

(2) プライバシーマーク:一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報を適切に取り扱う事業者を、JIS規格に基づき一定の基準で評価し認定する制度。

(3) GDPR:General Data Protection Regulation EU一般データ保護規則。欧州経済領域の個人データ保護を目的とした管理規則。個人データの移転と処理について法的要件が定められている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは従業員が取るべき行動を示した行動規範を制定して全グループ従業員へ反社会的勢力との断絶を徹底しています。また、「反社会的取引の防止に関する規則」の制定、反社会的取引防止委員会の設置、および新規取引先が反社会的勢力ではないことの審査の徹底等により、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、法令や当社が上場している金融商品取引所が定める規則および情報の管理・開示に関する社内規則等に基づき、当社およびグループ会社等に関する開示すべき重要情報を適切に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ、公正で、透明性の高い情報の開示を適時、適切に行っています。また、会社情報の内容により、以下の体制を敷いています。

なお、当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、会社情報の適時開示などに関する権限は執行役に委譲され、取締役会と監査委員会は、執行役の業務執行が適切になされるように監督しています。

1. 決定事実・発生事実

経営上の重要な事項を決定する場合、或いは投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、当該部門の担当執行役は、社内規則等に基づき、速やかにIR担当執行役に報告します。当該報告を受けたIR担当執行役は、経営戦略本部広報部に指示し、法令および当社が上場している金融商品取引所の適時開示規則が定める重要事実該当するかどうかを判断し、情報の適正な管理に努めます。適時開示が必要と判断した場合は、開示内容の適正性、正確性を検討の上、開示資料を作成し、関係する執行役の承認を経て、執行役社長に報告の上、経営戦略本部広報部を通じて適時開示を行います。

2. 決算情報

決算に関する情報については、財務戦略本部が決算財務関連書類を作成し、期末の決算情報については、会計監査人の確認後、執行役会の審議及び取締役会の承認を経て、また、四半期の決算情報については、執行役会の審議及び取締役会への報告を経て、経営戦略本部広報部を通じて適時開示を行うこととしています。

3. その他

(1)グループ会社の重要情報については、当該会社を担当する執行役を通じて、情報の適切管理と当社への伝達体制を敷いています。

(2)当社は、適時情報開示とあわせ、会社のWebサイトを通じて情報開示を行うことにより、広く社外への情報発信を実施しています。

(3)当社は、情報の管理・開示に関する社内規則等を制定し、証券取引に関する法令に定める内部者取引(インサイダー取引)の防止に努めています。

